

第2の2（1）及び（2）の知事が別に定める医療機能の施設基準

補助対象とする医療機能の施設基準	「基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）」に定める回復期リハビリテーション病棟入院料（1から6まで）及び地域包括ケア病棟入院料（1から4まで）又は地域包括ケア入院医療管理料（1から4まで）の施設基準
------------------	---